

令和2年4月15日

南相馬市農業委員会
4月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年4月15日(水)午後1時30分開会
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

3. 出席職員

局長 上野 勝 次長 佐藤 光 主査 山本 将之
副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子 農政課副主査 島 健太郎

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 1 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 1 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 5 報告第 1 8 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 4 1 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 4 2 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
- 日程第 1 1 議案第 4 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 2 議案第 4 7 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 1 3 議案第 4 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第 1 9 議案第 5 4 号 現況確認証明願について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 それでは、ただいまより令和2年4月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、17番佐藤良一委員であります。出席委員は、会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号12番遠藤秀明委員、13番山内弘巳委員、14番二谷純市委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。3月定例総会以降、本日までの間、特段の報告を要する案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第3、報告第16号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第5号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第16号、専決第5号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。農地法第3条所有権移転の許可内容の変更につきまして、令和2年3月16日の定例総会において許可されたもので、売買による所有権移転から贈与による所有権移転への変更がございましたので専決いたしました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第17号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第17号についてご説明いたします。議案書の4ページから5ページになります。今回9件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第5、報告第18号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第18号についてご説明いたします。議案書の6ページ、整理番号1番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。昭和62年頃に、家相に詳しい知人から、居宅への出入りは西側より東側の方が望ましいとの助言を受け、公道からの進入路をこれまでの西側から居宅の東側に新たに整備してしまい、現在も使用しています。今般、孫が当該土地の一部に住宅の建築を検討している中で土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第6、議案第41号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第41号についてご説明いたします。議案書7ページから8ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 　　議案第41号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。利用権設定が1件となっており、内容については記載のとおりとなっております。なお、

賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第7、議案第42号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第42号についてご説明いたします。議案書の9ページから10ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 　　議案第42号、農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。今回、利用配分計画が1件となっており、内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第8、議案第43号、農用地利用規程の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第43号についてご説明いたします。議案書の11ページから16ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたもので

ございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第43号についてご説明させていただきます。馬場西地区農用地利用規程第10条の表中、担い手の現況の経営面積について変更いたしました。今回の変更内容につきましては、議案書15ページにございます新旧対照表をご覧ください。新旧対照表のうち、2名の担い手、表に記載されております5名のうち、上から1番目の方と2番目の方の経営面積について、変更させていただきました。今回変更となりました各担い手の経営面積につきましては、営農改善組合で決定されました各担い手の作物別栽培計画の面積となっております。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。はい、7番委員。

7番委員 馬場西営農改善組合につきましては、馬場西地区のほ場整備が終盤を迎えているということで、今回の提案についても変更ということで理解しますが、全体で取り組もうとする地区の面積が幾らかということと、いわゆる担い手の集積について目標値があると思います、それはどの程度を目標に達成をしているか、集積率を知りたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 農政課担当職員。

農政課担当 今ほどのご質問の地区面積と致しまして、只今詳細な資料が手元にございませんでしたので、私の把握している範囲というところですが、面積は38ヘクタールを地区面積としておりまして、担い手に集積予定の面積は、9割程度、担い手に集積ということで計画策定されております。以上です。

議 長 7番委員。

7番委員 了解しました。それで、現在の担い手の集積率がどの位になってるかをお聞きしたいんです。

議 長 農政課担当職員。

農政課担当 現在の担い手の集積率につきましては、申し分けございません。本日、手元に資料がありませんでしたので、後ほど確認致しまして、事務局を通じて、7番委員にご報告させていただければと思います。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第44号、農用地利用規程の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第44号についてご説明いたします。議案書の17ページから24ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案44号についてご説明いたします。当議案につきましては、金沢北泉地区において農用地利用規程を変更するに当たり、ご審議を求めるものです。新旧対照表が23ページにありますのでご覧ください。変更の内容につきましては、金沢北泉地区の担い手の育成及び土地利用調整に伴うもので、規程第10条第1項の表を変更しております。変更箇所につきましては、1箇所となっております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第45号、農用地利用規程の変更に係る意見についてを議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する事案ですので、農業委員会法第31条の規定により、18番委員には、この間退席を願いま

す。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第45号についてご説明いたします。議案書の25ページから34ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第45号についてご説明いたします。片草地区農用地利用規程第10条の表につきまして、担い手の氏名、名称、現況及び目標のそれぞれについて変更いたしましたので、ご審議をお願いいたします。内容につきましては、地区担い手が新たに設立した法人への農用地利用集積のために規約を変更するものとなっております。議案書31ページの新旧対照表に変更等、記載をさせていただきましたので、ご参照いただければと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。18番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、日程第11、議案第46号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第46号についてご説明いたします。議案書の35ページから38ページになります。申請番号8番につきましては、議案第47号申請番号2番の関連案件となっております。また、申請番号7番と15番につきましては、取得する農

地を含めた経営面積が5,000平方メートル以下となっておりますが、こちらは下限面積要件の例外として、農地法施行令第2条第3項に記載のある、農地の位置、面積、形状などからみて、その農地に隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地につき、隣接する農地を現に耕作する者が権利を取得すること。ということに基づきまして、調査担当委員に調査をいただいております。そのほか、詳細につきましては記載のとおりとなっております。今回の案件につきまして調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、ただいまの議案に対しまして質疑があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第47号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第47号についてご説明いたします。議案書の39ページになります。補足としまして、申請番号2番につきましては、議案第46号、申請番号8番の関連案件となっております。そのほか、詳細につきましては記載のとおりです。今回の案件につきまして、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、ただいまの議案に対しまして質疑があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第48号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第48号についてご説明いたします。議案書の40ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件といたしまして、申請番号1番については、報告第18号、整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、8番委員。

8番委員 議案第48号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。なお、この案件は報告第18号、整理番号1番の関連案件となります。去る4月10日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号2番について、11番委員。

11番委員 議案第48号、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページです。去る4月10日午後4時より、申請人、並びに施工業者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人並びに施工業者からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第49号についてご説明いたします。議案書の41ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番及び2番については、令和2年4月24日付けで、営農型太陽光発電に係る一時転用許可の期間が満了となることから、再度一時転用申請をするものです。なお、営農者は効率的かつ安定的な農業経営者であることから、転用期間は許可日から10年間で妥当と判断しております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、12番委員。

12番委員 議案第49号申請番号1番及び2番について現地調査の報告をいたします。案内図は3ページです。去る4月14日午前8時ころより、申請人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地で調査をしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。15番委員。

15番委員 申請人はこの営農型で作っている作物は牛をやってらっしゃるので飼料作物で間違いなかったのでしょうか。パネルの下は牧草ということになるんですね。

議長 事務局。

事務局 この発電設備の下部での農地は、牧草イタリアンライグラスを作付しております。

議長 ほかにございませんか。14番委員。

14番委員 期間満了で再延長10年ということなのですが、記載の資金計画、この期間延長のための資金とはどういうことなのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 資金計画については、当初の計画をそのまま掲載してあります。

議 長 14番委員。

14番委員 当初の資金であれば掲載の必要がないんじゃないかと思うんですが、また新たに造るのかって考えたんですが、いかがでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 県からの指導によるものですので、記載内容はそのままになります。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第50号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第50号についてご説明いたします。議案書の42ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、作業員宿舎3棟及び駐車場を整備する目的で転用許可を受け、現在、宿舎1棟及び駐車場が完了しています。業務量の減少に伴い、2棟分の建築の必要がなくなりましたが、宿舎利用作業員の大半が遠隔地からの入居で、業務車両のほかに自家用車を所持しており、当該敷地から公道にはみ出して駐車する恐れがあることから、敷地内に車両を納めるためにも駐車場の増設が必要であり、併せて、仮設事務所用のプレハブ資材の仮置き場も必要となったことから、2棟分の宿舎建設予定地であったところを駐車場及び資材置き場として使用するため、事業計画を変更するものです。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第50号、申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。去る4月10日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。ただいま事務局から説明ありましたとおり、この議案は、平成28年9月21日付けで転用許可を受けている案件の事業計画変更

でございます。当初計画では作業員100名程度を見込み、作業員宿舎を3棟建てる計画でしたが、実際の事業量は3分の1程度の人員となることから、作業員宿舎を1棟に減らし、宿舎建設予定地は、作業員の駐車場及びプレハブ材の資材置き場に変更する内容です。現状はそのようになっております。そのような状況から、調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を確認調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、議案第51号、申請番号2番の事案について、議事参与の制限に該当する案件がありますので、議長を会長職務代理者と交代いたします。暫時休議します。

(休議)

議長 再開いたします。日程第16、議案第51号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する事案がありますので申請番号2番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、19番委員にはこの間退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議長 再開いたします。事務局から申請番号2番の説明を求めます。

事務局 議案第51号、申請番号2番についてご説明いたします。議案書の43ページです。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。進入路、駐車場及び既存住宅、既存事務所を合わせると、事業面積が500平方メートルを超えておりますが、住宅及び事業用地として使用することから妥当と判断しております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から申請番号 2 番の報告をお願いいたします。

16番委員 議案第 5 1 号、申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 6 ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る 4 月 13 日午前 9 時頃より申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上であります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。19番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。議長を交代いたします。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。議案第 5 1 号の残り全部を審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 5 1 号の残り全てについてご説明いたします。議案書の 4 3 ページから 4 4 ページ、申請番号 1 番及び 3 番から 6 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件はありません。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、2 番委員。

2番委員 議案第 5 1 号、申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地調査案内図は 5 ページです。去る 4 月 9 日 9 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取

り、また現地の状況調査いたしました結果、立地基準、一般基準を満たしていると判断いたしました。

議 長 続きまして、申請番号3番について、16番委員。

16番委員 議案第51号、申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページであります。所在から申請事由まで記載のとおりでございます。去る4月12日午前10時ころより、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願い申し上げます。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号4番について、11番委員。

11番委員 議案第51号、申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る4月10日午前8時30分より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号5番について、5番委員。

5番委員 申請番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は9ページです。4月10日に、代理人行政書士立ち会いのもと、代理人からの聞き取り、現地の状況等につきまして調査いたしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。以上報告申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号6番について、12番委員。

12番委員 議案第51号、申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現在案内図は10ページです。去る4月10日午後1時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第52号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第52号についてご説明いたします。議案書の45ページから47ページ、申請番号1番から7番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号3番から5番については、太陽光発電設備を設置するための転用申請ですが、第3種農地のうち、一般的に用途地域と呼ばれる非線引都計用途地域内農地に該当することから、市許可案件となります。なお、用途地域ではない第3種農地の太陽光発電設備設置については、県許可案件となります。続きまして、申請番号7番については、碎石の一時保管場所としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和4年3月31日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について5番委員。

5番委員 議案第52号、申請番号1番について、現地調査をした結果につきましてご報告申し上げます。現在案内図は11ページです。4月10日に、代理人行政書士立ち会いのもと、調査書の調査項目に基づきまして、代理人より聞き取り及び現地の状況を調査いたしました。その結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。以上ご報告申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号2番について、9番委員。

9番委員 議案第52号、申請番号2番について、現地の調査報告をいたします。現地案内図は12ページです。申請内容は記載のとおりです。去る4月11日午後4時30分より、現地で代理人、設定人から説明を受け、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をいたしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号6番について、12番委員。

1 2 番委員 申請番号 6 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 4 ページです。去る 4 月 1 0 日午後 1 時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、調査書の調査項目に基づき代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたします。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 7 番について、1 1 番委員。

1 1 番委員 それでは、議案第 5 2 号、申請番号 7 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 5 ページです。去る 4 月 1 0 日午後 1 時半より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なおこの案件は許可日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの一時転用の案件でございます。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 3 番から 5 番については、現地調査委員の 1 7 番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 現地調査委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第 5 2 号、申請番号 3 番、4 番、5 番の農地調査について、一括でご報告いたします。現地案内図は 1 3 ページになります。4 月 9 日午後 1 時 1 5 分より、被設定人である設置者と設置業者立ち会いのもと調査を行いました。所在、面積、申請事由については、それぞれ記載のとおりであります。今定例会に出されているのは 3 件ですが、今後も、この大井字観音前地区は、これからも地区全体が太陽光発電の申請箇所として、再生可能エネルギー発電事業計画が、東北経済産業局の認定がなされれば、随時申請するというお話であります。そういった観点からも、被設定人と現場を踏査し聞き取り調査をいたしました。周囲には人家もあることから、隣接地権者や周辺の世帯からの同意は得ているかと確認したところ、全戸及び隣接地権者を訪問して、事業内容を説明し同意を得ているとの回答でした。また、設置後の日照等の被害・問題等が生じないように設置設計をするように指導を行いました。パネル設置枚数は 3 箇所ともそれぞれ 3 6 0 枚の計画であります。申請書に添付されている内容を確認したところ、売電申込書が令和 2 年 1 月 1 7 日になされ、系統連携に係る契約を 2 月 1 3 日、売電開始希望日を 6 月 2 6 日としてあります。また、農地転用に伴う措置等についての協議も整い、土地改良区からは差支えないとの意見書も添付されております。その他、自己資金で行う旨とあり、3 金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されておしま

す。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。委員各位の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上、現地調査委員より連絡がありましたので報告いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。15番委員。

15番委員 今後も太陽光発電のパネルが相当設置されていく予定だということなんです。ちなみに今、売電の1キロワットの値段ってというのはお幾ら位なんでしょうか。

議 長 事務局

事務局 1キロワット当たり、14円と聞いております。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第53号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第53号についてご説明いたします。議案書の48ページから49ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請事由についてですが、申請番号1番及び2番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。続きまして申請番号3番については、用途地域ではない第3種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。続きまして、申請番号4番及び5番については、令和2年4月24日付けで、営農型太陽光発電に係る一時転用許可の期間が満了となることから、再度、一時転用申請をするものです。なお、営農者は、効率的かつ安定的な農業経営者であることから、転用期間は許可日から10年間で妥当と判断しております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番、2番について、10番委員。

10番委員 議案第53号、申請番号1番及び2番について現地調査の結果を一括で報告いたします。現地案内図は16ページのとおりです。去る4月9日午前11時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等、調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断させていただきました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号3番について、14番委員。

14番委員 議案第53号、申請番号3番について現地調査の報告をいたします。案内図は17ページです。4月10日9時ごろ、設定人の奥様及び被設定人の代理人の立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、現地の状況等を調査いたしました。立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。また、残高証明及び電力会社との売電契約書等も添付されております。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号4番、5番について、12番委員。

12番委員 議案第53号、申請番号4番及び5番について、一括で現地調査の報告をいたします。案内図は3ページです。去る4月14日午前8時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取りまた現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第54号、現況確認証明願についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する事案がありますので、申請番号2番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、8番委員にはこの間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの申請番号 2 番の説明を求めます。

事務局 議案第 5 4 号、申請番号 2 番についてご説明いたします。議案書の 5 0 ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、現況地目を登記地目に合わせるための証明願いです。申請のあった 9 筆のうち 3 筆が農地、6 筆が非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査委員を代表しまして、1 3 番委員から申請番号 2 番の報告をお願いします。

1 3 番委員 議案第 5 4 号、申請番号 2 番について、去る 4 月 6 日午後 3 時頃より、調査担当委員である 3 名の委員並びに事務局職員 1 名との 4 名により、申請人、立ち会いのもと、現況確認証明申請に係る現地調査を行いましたので報告をいたします。現地案内図は 1 9 ページです。申請人からの土地利用状況の聞き取り、また、現況等を調査しました結果、申請地は、いずれも土地造成時に共有地分筆され、登記地目は原野となっておりますが、現況地目は課税上農地として取り扱われてきた小面積の土地となっており、今回、登記上の地目への判定を求められたものであります。まず、上から 9 6 番 2、2 1 4 番 2、2 1 4 番 1 6、1 2 8 番 2、1 9 1 番 1 6、2 0 6 番 1 の 6 筆の現況は、それぞれ道路の法面や耕作道路傾斜地、山林法面となっており、耕作が不可能な状況で原野化しているため、非農地であると判断いたしました。また、1 2 7 番 1、1 8 3 番 1、1 9 1 番 4 の 3 筆の現況は、いずれも、農地を保全する法面となっていることから、農地であると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。8 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号 1 番の説明を求めます。

事務局 議案第54号、申請番号1番についてご説明いたします。議案書の50ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、現況地目を登記地目に合わせるための証明願いです。申請のあった1筆の農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議長 今回の現地調査委員を代表しまして、13番委員から、申請番号1番の報告をお願いします。

13番委員 議案第54号、申請番号1番について、去る4月6日午後2時頃より、同じく、4名により、行政書士立ち会いのもと、現況確認証明申請に係る現地調査を行いましたので報告いたします。現地案内図は18ページです。代理人行政書士からの土地利用状況の聞き取り、また現況等の調査をしました結果、申請地は、道路より高い位置にある傾斜地で進入路もなく、長年の不耕作により、笹等が繁茂し山林化しており、農地としての再生利用が困難な状況にあるため、申請のとおり非農地と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 以上で本日予定いたしました報告3件、並びに議案14件、合わせて17件の審議をすべて終了しました。これをもちまして本日の4月定例会を閉会いたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

(閉会 午後2時43分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年4月15日

議事録署名人(12番・エンドウ ヒデアキ)

議事録署名人(13番・ヤマウチ ヒロミ)

議事録署名人(14番・フタツヤ ジュンイチ)